

平成 21 年 3 月 19 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定方法の見直しに関する質問窓口メールアドレスについて

平成 21 年 4 月からの要介護認定について、多岐にわたりご心配をおかけしているところ です。

そうした中、この度、要介護認定等基準時間の推計の方法の変更やテキストにおける認定調査項目の選択肢の選び方の解釈の明確化についてのご質問等を承る専用メールアドレスを、平成21年3月19日から、以下のとおり設けましたのでお知らせいたします。

<専用メールアドレス>

nintei@mhlw.go.jp

平成 21 年 4 月からの要介護認定方法の見直しについてご疑問等ございましたら、上記メールアドレスまでご送付ください。ご送付いただきましたご質問には出来る限り早急にご対応させていただきたく存じます。

よろしく願いいたします。